

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年2月28日とする。

(自家消費型太陽光発電設備の出力に係る要件)

第3条 要綱別表2の2(3)に掲げる自家消費型太陽光発電設備の出力に係る要件は、発電出力（新たに導入する太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値と新たに導入するパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方とする。以下同じ。）が、1kW以上であることとする。

(蓄電システムの設備及び機能に係る要件)

第4条 要綱別表2の2(4)に掲げる蓄電システムの設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

- (1) 環境省令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
 - (2) 環境省令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- 2 新たに導入する設備が別表に掲げる基準を全て満たしている場合は、前項の要件を満たすものとみなす。
- 3 要綱別表2の2(4)に掲げる蓄電システムの機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。
- (1) 停電時においても操作を行うことなく、自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること
 - (2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する共同住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること

(補助額の減額要件)

第5条 要綱別表2の5に掲げる補助額に係る要件は、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備の発電出力が3kW未満であることとする。

附 則

この要領は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

別表（第4条関係）

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	<p>「ECHONET Lite」規格、その他EMS機器等と通信可能な機能を持っていること。</p> <p>（充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。）</p>
蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	<p>定格容量：JIS C 8715-1 で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。</p> <p>蓄電容量：1.0kWh 以上であること。</p> <p>サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで20%以上の指定した値で2,000回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の60%以上であること。</p>
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	<p>定格出力及び出力可能時間：明示すること。</p> <p>保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。</p> <p>修理保証：6年間の修理対応（有償無償問わず）及びその明示、保守部品保持</p> <p>廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。</p> <p>アフターサービス：連絡先を明示すること。</p>
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	<p>JIS C 8715-2 を満足すること又はSBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること。</p>